

設問

令和4年12月某日、Xは、イベント会場で開催中のクリスマスマーケットに向かっていった。会場が見つからず、スマートフォンの画面を注視していたXは、歩行者用信号が赤に変わったことに気づかず、横断歩道に進入したところ、右前方から交差点を直進してきたYの運転するオートバイと衝突した。Yはほぼ無傷であったが、Xは大腿骨骨折などの大怪我を負い、また、Xのスマートフォンや時計、パソコンなどが破損し、使用不能になった。Xは、その後、2か月の入院を余儀なくされた。

退院後、XはYに対し、事故による損害の賠償に関する話し合いを申し入れた。しかし、Yは「赤色信号で横断歩道に入ったXに責任がある」と述べ、これに応じない。そこでXは、Yに対し本件事故に基づく損害賠償請求訴訟を提起することにした。ただ、退院後も通院が続いており、症状も完全に固定していない。そのため、Xは損害総額の算定が困難であると考え、ひとまず、スマートフォン等の破損による物的損害50万円の支払いを求めて提訴した（訴状では損害の一部を請求することが明確でなかった）。

口頭弁論期日にXは事故により大怪我を負ったことなどを述べた上で、請求を理由づける事実を不足なく主張した。一方、YはXの請求を棄却する判決を求め、事故の発生に関し「Xにも過失があった」と反論した。

以下の問いに答えなさい。なお、各問は独立している。

〔問1〕証人Aの証言から、原告も被告も主張していない「Xが赤色信号で横断歩道に進入した」事実が明らかとなった。裁判所はこの事実を判決の基礎として過失相殺（民722条2項）を行い、賠償額を減額することが許されるか。なお、法的観点指摘義務に触れる必要はない。

〔問2〕裁判所は、Xの請求を全部認容し、判決はそのまま確定した（前訴判決）。半年後、XがYに対し、本件事故に基づく入院治療費等の人身損害計500万円の支払いを求める訴え（後訴）を提起した場合、この訴えは前訴判決の既判力に抵触するか。X代理人の立場にたつて、既判力に抵触しないという方向で論じなさい。

ポイント

①債権者の過失にあたる具体的事実の主張の有無と過失相殺の可否。②不法行為（交通事故）に基づく損害賠償請求訴訟の訴訟物の単複異同。③一部請求訴訟における明示の有無の判断要素。

解説

① 当事者の主張を要する事実

〔問1〕は、弁論主義の理解を問う古典的な出題で

ある。私的自治に委ねられる事項が対象となる財産関係の民事訴訟では、訴訟資料の収集・提出を当事者の責任と権能とする弁論主義が妥当し、その第1テーゼによれば、「裁判所は、当事者の主張しない事実を裁判の基礎とすることができない」。本件では、口頭弁論期日にYが「Xにも過失があった」と述べている。しかし、過失にあたる具体的な内容を述べておらず、過失相殺（民722条2項）そのものの主張もしていない。このような前提の下、裁判所が(a)「Xが赤色信号で横断歩道に進入した」事実を判決の基礎とし、(b)過失相殺をして賠償額を減額することが許されるかが問題となる。解答にあたり、弁論主義の適用対象、規範的要件における主要事実、過失相殺の主張の要否などを明らかにする必要がある。

② 弁論主義第1テーゼの適用範囲と規範的要件

民事訴訟において判決に影響を及ぼす事実には、主要事実、間接事実、補助事実がある。このうち主要事実とは「権利の発生・変更・消滅という法的効果を判断するのに直接必要な事実」であり、間接事実とは「主要事実の存否を推認するのに役立つ事実」である。通説・判例によれば、第1テーゼが適用される事実は主要事実に限られる。これは当事者意思の尊重、自由心証主義の不当な制約を避ける等の理由による。

では「過失」のような規範的要件の主要事実は何か。過失相殺により賠償額が減額されることになり、それには債権者の過失の存在が前提となるから、「過失」そのものが主要事実と理解することもできる。かつてはそれとおり理解されていた。しかし、そうすると「Xが赤色信号で横断歩道に進入した」ことが当事者の弁論に顕れていない場合でも、この事実が判決の基礎にされ、当事者に対する不意打ちが生じるおそれがある。また、過失は生の事実ではなく法的評価である。このようなことから、現在の通説は、過失を構成する具体的事実の主張が主要事実であると解する。

以上は、過失相殺を弁論主義の問題として理解する立場であるが、他方、過失及びその具体的事実の主張も必要ないとする説がある。過失相殺は公平の理念の表れ、あるいは、損害額の算定は非訟事件であることを理由に弁論主義が妥当しないと理解する。なお、判例（最判昭和43・12・24民集22巻13号3454頁〔民事訴訟法判例百選〔第5版〕（2015年）（以下、本演習では単に「百選」と表記する）A17事件〕）はこの立場をとるとの理解もあるが、多くの文献は、判例はそこまで述べていないと分析する。

以上を前提に考えると、過失を構成する具体的事実を両当事者が主張していないから、通説によれば、当該事実を裁判の基礎とすることは弁論主義第1テーゼに違反し許されない。一方、過失相殺には弁論主義が妥当しないと見る見解では、上記事実を判決の基礎として過失相殺を行う余地がある。

③ 過失相殺自体の主張は必要か

通説の立場では、〔問1〕の結論はそれだけで導かれるのであるが、そのような見解に立たない場合、あるいは、通説でも、Yが過失相殺の主張をしていない点をどう評価するかが問題となる。過失相殺の主張の要否に関しては、学説上、見解の対立がある。ま